

食料・農業・農村経済学会会則抜粋

- 第1条 本会は、食料・農業・農村経済学会と称する。
- 第2条 本会の事務所（所在地）は、世田谷区桜丘1-1-1東京農業大学食料環境経済学科事務室内におく。
- 第3条 本会は、食料・農業・農村領域における社会科学の理論及びその応用を研究し、併せて会員相互の研究交流を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
 (1) 学術雑誌『農村研究』の発行
 (2) 研究会、講演会の開催
 (3) その他理事会が適当と認めること
- 第5条 本会は、普通会員、名誉会員及び購読会員を以て組織する。
 2 本会の普通会員は、本会の目的に賛同する研究者とし、会員の紹介によって申し込んだ者とする。
 3 名誉会員は、本会に特に貢献したことによって理事会が推薦した者とする。
 4 購読会員は、東京農業大学食料環境経済学科学生および本会の目的に賛同する者とする。
- 第6条 普通会員及び名誉会員は、下記の特典を受ける。
 (1) 会誌への投稿
 (2) 会誌及び本会の発行するその他の印刷物の配布
 (3) その他本会が主催する事業について特別の取り扱い
 2 購読会員は、下記の特典を受ける。
 (1) 会誌及び本会の発行するその他の印刷物の配布
 (2) その他本会が主催する事業について特別の取り扱い
- 第7条 本会に役員として代表理事、理事及び監事をおく。役員は普通会員から選出する。
 2 新たな役員は、理事会が選任する。
 3 理事の定数は15人以内とする。
 4 代表理事は会務を総括し、理事会の議長となり、かつ本会を代表する。代表理事に事故あるときは、代表理事の指名する理事がこれを代理する。
 5 監事は、会計の監査に当たり、毎年1回その結果を理事会に報告する。
 6 代表理事、理事及び監事の任期は各2年とする。ただし、重任を妨げない。任期の満了した役員は後任の役員が定まるまでその職務を行う。
- 第8条 代表理事は、本会の事業計画、予算、決算、資産、負債の管理状況並びに会則の変更案を作成し、理事会に付議する。
 2 理事会は、理事の3分の2以上の出席を以て成立し、次の事項を審議する。
 (1) 代表理事から提出された議案
 (2) 『農村研究』の発行に関する事項
 (3) その他理事会が必要と認める事項
 3 理事会は、毎年1回年度始めに開き、そ

- の他必要に応じて代表理事が招集する。
- 第9条 本会に事務長をおく。事務長は、代表理事の職務を補佐する。事務長は、代表理事の指名により任期は1年とし、留任はないものとする。
- 第10条 本会に編集委員会をおく。編集委員会は、『農村研究』の編集に責任をもつ。編集委員会は、編集委員会委員長1名、編集委員4名、編集事務担当1名および事務長1名の計7名で構成する。
 2 編集委員会委員長は理事の互選とし、その他の編集委員は理事会が委嘱する。編集委員の任期は1年とし、留任はないものとする。
 3 編集事務担当は事務長とともに編集業務を行う。編集事務担当は代表理事の指名により任期は1年とし、留任はないものとする。
- 第11条 代表理事は、事務長に次の事務を委嘱することができる。
 (1) 会誌の発送
 (2) 会員名簿の作成
 (3) 本会の会計
 (4) その他
- 第12条 普通会員及び購読会員は、年額4,000円の会費を納めるものとする。
- 第13条 本会の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 会計の事務処理については、別に細則を定める。
- 第15条 会則の改正は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

- 1 本会則に定めのないことは本学会の精神に則って行い、疑義を生じたときは、理事会の決するところによる。
- 2 この会則は、昭和28年11月7日（設立日）から施行する。

改正	昭和39年5月19日	平成6年6月1日
	昭和46年4月1日	平成8年4月24日
	昭和49年4月1日	平成9年4月23日
	昭和52年4月1日	平成10年4月22日
	昭和62年4月22日	平成11年4月21日
	昭和60年4月1日	平成13年4月25日
	昭和63年4月27日	平成22年4月27日
	平成27年5月6日	平成29年5月23日